

■静岡市都市復興基本計画策定行動指針 行政施策編の概要

1 都市復興基本計画策定行動指針の目的と役割

平成7年発生した阪神・淡路大震災は、社会経済機能が高度に集積した都市を直撃した初めての直下の地震であり、多くの人命が犠牲となり、都市機能は崩壊し、大きな都市被害をもたらした。

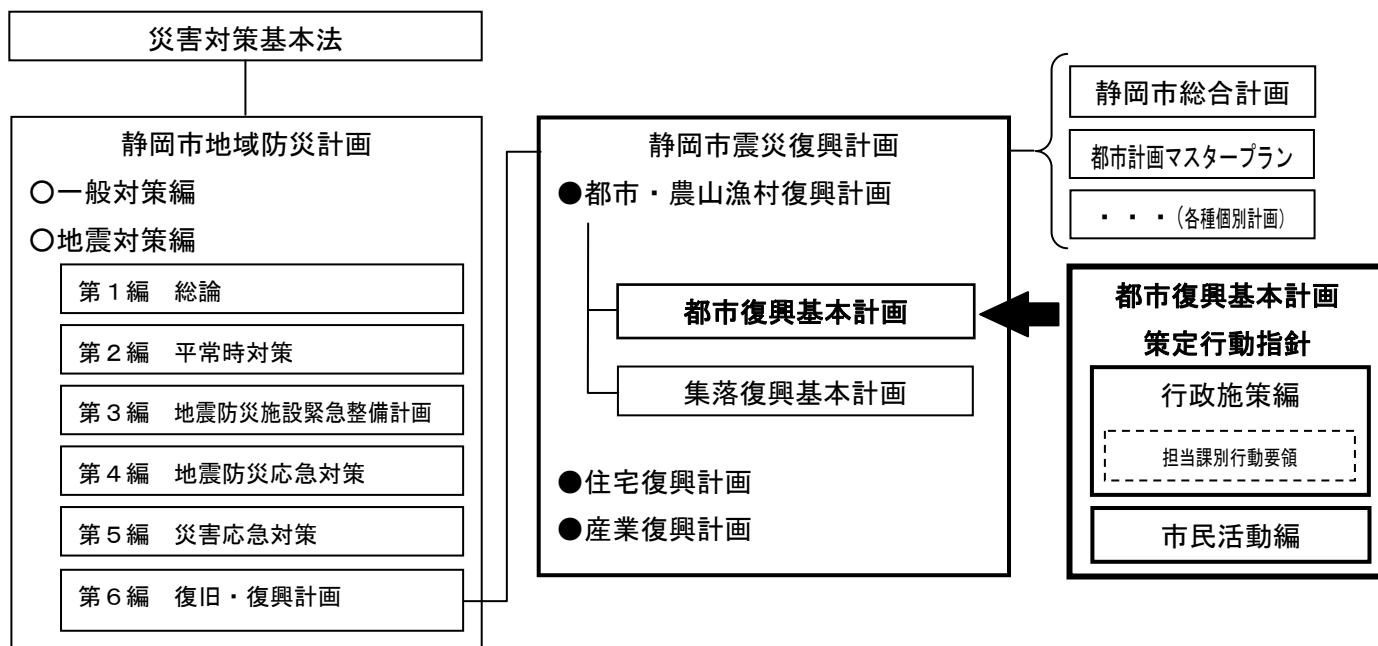
「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大震災後の静岡市における都市復興まちづくりを進めるにあたり、すみやかに「静岡市都市復興基本計画」を策定し、円滑な復興事業の推進を図るため、行政等の役割分担や行動手順、計画策定の行動指針を示すことを目的として策定したものである。

2 復興の枠組み

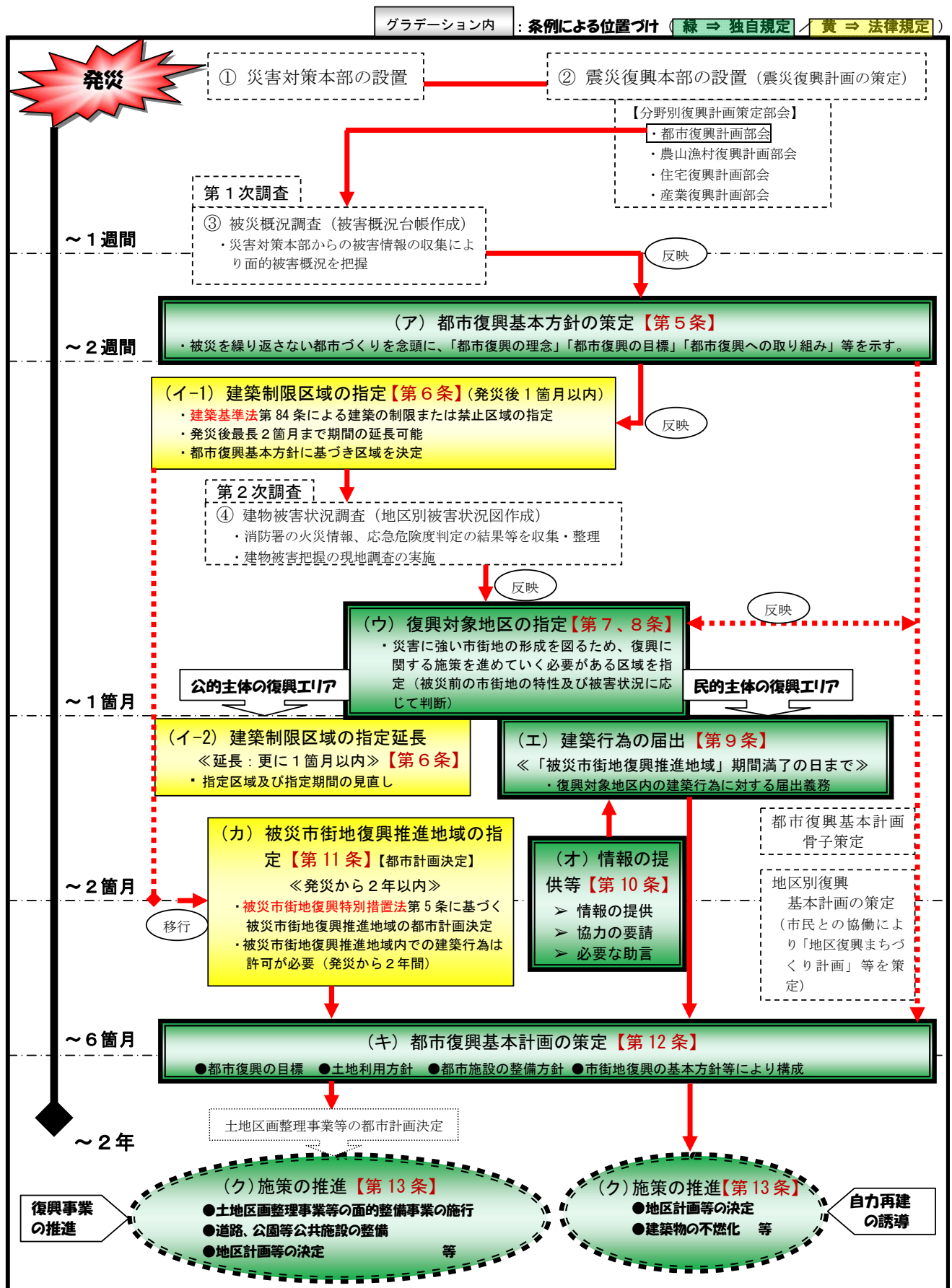
静岡市地域防災計画において、大規模地震発生後の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化を図るために復旧・復興計画を実施する静岡市震災復興本部が静岡市震災復興計画を策定することとしている。

静岡市震災復興計画は、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画から構成される。大規模地震の発生により、静岡市で大きな被害が発生した際には、静岡市では災害対策本部とともに震災復興本部を立ち上げ、都市部門関係職員は復興業務の一貫として、市民とともに静岡市都市復興基本計画を策定する。

静岡市都市復興基本計画は、静岡市震災復興計画の一部をなし、「静岡市地域防災計画（地震対策編）」における「第6編復旧・復興計画、第8章都市・農山漁村の復興、第9章被災者の生活再建支援」の具体的な計画を述べたものである。



3 復興のプロセス



4 都市復興基本方針の策定

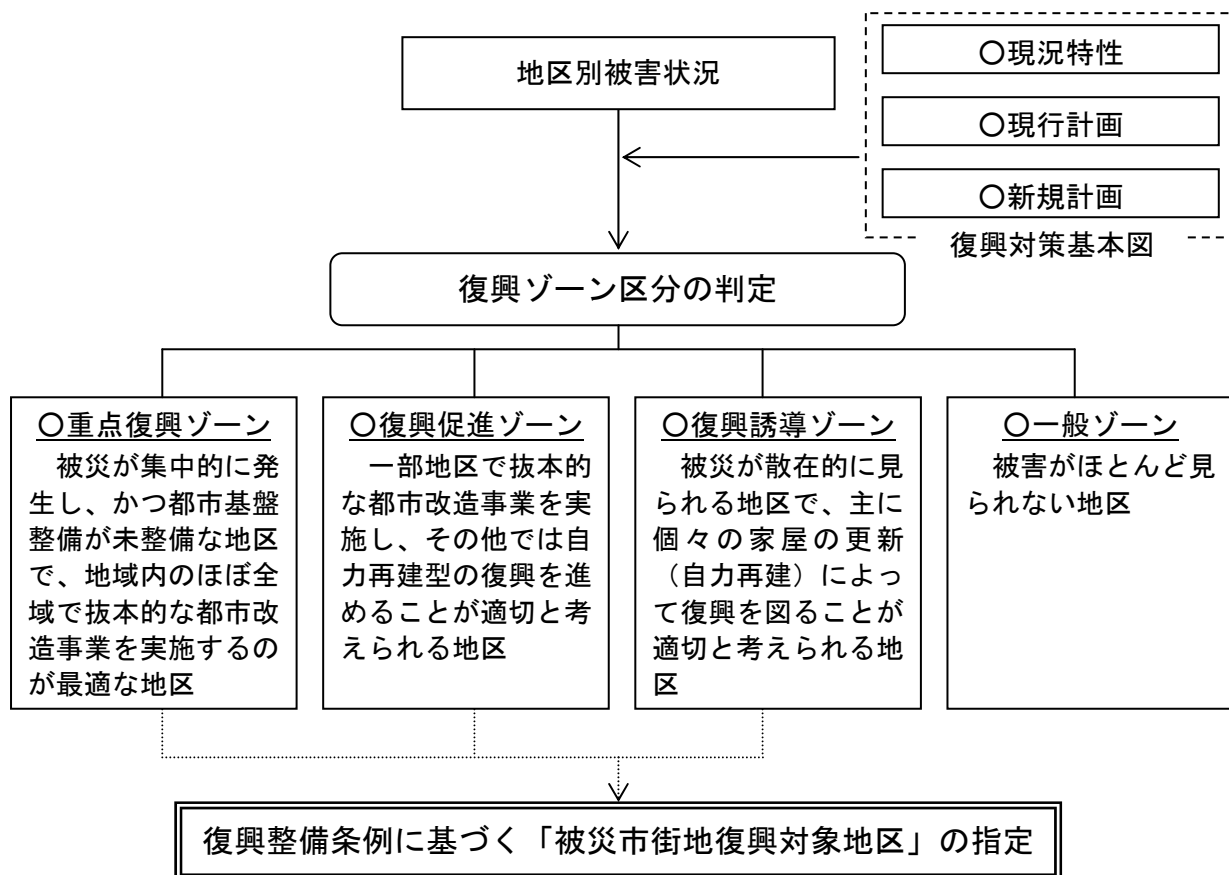
- 被災した市民の暮らしと都市の復興に向けて、静岡市が市民とともに協働して取り組めるように、被災後速やかに、都市の復興に関する静岡市としての基本的な考え方を都市復興基本方針として策定し、広く市民に公表する。
- 都市復興基本方針では、被災を繰り返さない都市づくりを念頭に、無作為な個別建築行為によって不良な環境を形成する恐れがあり、都市計画または土地区画整理法による土地区画整理事業による計画的な復興が望ましい区域について、事業等の支障となる建築物を禁止するなど建築制限を実施することを示す。
- 都市復興基本方針は、静岡市総合計画、静岡市都市計画マスタープランなどを踏まえ、都市復興計画部会で検討を行い、素案を作成する。
- 都市復興計画部会は、都市復興基本方針の素案をもとに静岡県並びに近隣市町村との協議・調整を図りながら、都市復興基本方針の原案を作成し、震災復興本部での調整を経て、「静岡市都市復興基本方針」を策定する。
- 都市復興基本方針は、被災後2週間以内を目処に策定し、市民等に公表する。

5 建築制限の実施

- 被災直後は無作為な個別の建築行為によって不良な環境が形成される恐れがある。静岡市は、復興事業等の支障となる建築物の建築を禁止することなどを目的として、被害が大きく、都市計画または土地区画整理法による土地区画整理事業による計画的な復興が望ましい区域で、建築基準法第84条に基づく建築制限を実施する。ただし、震災復興事業の施行に支障をきたさない建築物、建築基準法第85条に規定される応急仮設建築物等については、建築の制限は行わないものとする。
- 静岡市は、被害概況を把握し、概ね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見られる地区(大被害地区)を中心に建築制限区域(案)を作成する。各地域での区域調整を図った上で、建築基準法第84条に基づき、静岡市長が建築制限の区域指定を行い、市民に公表する。
- 建築制限については、必要に応じて所定の手続きを経て期間を変更する(期間は、1か月延長して発災後最長2か月間にすることができる)。その際、必要な場合は区域の絞込みも検討する。

6 被災市街地復興対象地区の設定

- 市内の平常時の現況特性、現行計画、並びに建物被害状況調査(第2次調査)で把握した被害状況、以上の3つの要素及び新規に都市計画事業を導入する必要の有無を勘案しながら、都市計画区域を4つの復興ゾーン(重点復興ゾーン、復興促進ゾーン、復興誘導ゾーン、一般ゾーン)に区分する。
- 被災市街地復興対象地区の設定は、復興に関する施策を推進していく必要がある区域(重点復興ゾーン、復興促進ゾーン、復興誘導ゾーン)とする。



- 都市復興計画部会は、復興整備条例に基づき被災市街地復興対象地区に設定した区域内（建築基準法による建築制限区域、または被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域は除く）での建築行為について、事前届出制度等の実施を開始する。事前の届出義務を課す期間は、被災市街地復興対象地区を定めた日から発災後2年を経過する日まで、または被災市街地復興特別措置法による建築制限が行われる期間の満了の日までとする。
- 都市復興計画部会は建築行為の届出をした建築主に対する防災上の情報提供や災害に強い市街地の形成を図るための協力要請、必要な助言を行う。

7 被災市街地復興特別措置法による建築制限等

- 建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じ、緊急かつ健全な復興を行う必要がある区域について、被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限等を実施する区域（被災市街地復興推進地域）を定めることができる。
- 被災市街地復興推進地域は、原則として、重点復興ゾーン及び復興促進ゾーンの区域内で、建築物の集中的な倒壊または面的な焼失が生じ、抜本的な都市改造事業を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区（緊急復興地区）を設定し、都市計画決定する。
- 被災市街地復興特別措置法による建築制限等の期間は、災害が起こった日から最長2か年である。

8 都市復興基本計画の策定

- 都市復興基本方針に基づき、今後の復興都市づくりの具体的な施策をまとめた「静岡市都市復興基本計画を策定するにあたって、当該計画の内容に市民の意見を反映させるため、まず、当該計画の基本的な部分（骨子）をまとめた「静岡市都市復興基本計画（骨子案）」を作成する。
 - 都市復興基本計画（骨子案）に基づいて、市民と協働してまとめていく地区ごとの都市づくり部門の復興計画である「地区別復興基本計画」を策定した後、これらの内容を反映させた「静岡市都市復興基本計画」を策定し、公表する。
- ※地区別復興基本計画は静岡市都市計画マスタープランの地域区分ごとに定める。

